

㊤

平 監 発 第 3 0 号
平成 2 3 年 4 月 2 1 日

小平市長

小 林 正 則 殿

小平市監査委員 舛 川 博 昭

小平市監査委員 藤 原 哲 重

行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

行政監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による監査

第2 監査のテーマ

公の施設の指定管理者制度について

第3 監査の対象

施設名称	指定管理者	所管部課
小平市子ども家庭支援センター	社会福祉法人 雲柱社	次世代育成部児童課
小平市高齢者デイサービスセンター	社会福祉法人 竹恵会	健康福祉部高齢者福祉課

第4 監査の範囲

指定管理者の施設毎の平成21年度財務状況及び平成22年10月1日現在の管理状況

第5 監査の期間

平成22年10月18日から平成23年3月25日まで

第6 監査講評の場所

市役所601会議室

第7 監査の主眼

監査対象事業が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行され、地方自治法第2条第14項及び15項に定める「最少の経費で最大の効果及び運営の合理化」をあげているかを主眼に、以下を着眼点として実施した。

1 所管部課

- (1) 指定管理者の選定及び指定手続については適正か。
- (2) 指定管理に関する協定書等の記載内容及び締結手続については適正か。
- (3) 指定管理料等経費の算定、支出の時期及び手続については適正か。
- (4) 指定管理者の管理業務の履行確認及び指定管理者に対する指導監督等については適正か。
- (5) 指定管理者制度を導入した成果について

2 指定管理者

- (1) 事業の執行状況は、協定書及び仕様書に沿って適正か。
- (2) 施設の管理運営は適正か。
- (3) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。

- (4) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。
- (5) 利用促進のための努力はされているか。
- (6) 利用料金の設定は適正か。
- (7) 利用料金の収納事務は適正か。
- (8) 利用料金は、管理経費に充当されているか。

第8 監査の方法

監査にあたっては、所管課及び指定管理者の関係諸帳簿並びに証書類と照合、関係職員からの説明聴取及び現地調査を実施した。

第9 監査の概要及び結果

監査の概要及び結果については、以下に述べるとおりである。

1 指定管理者制度導入の取組み

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの質の向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成15年に「地方自治法の一部を改正する法律」により制度化された。公の施設の管理委託については、公共性の確保の観点から、市の出資法人や公共的団体等に限られていたが、法の改正によって、民間事業者や特定非営利活動法人、ボランティア団体等の幅広い団体に管理運営を委ねることが可能となった。

従前の管理委託制度を採用している公の施設については、法施行日から3年を経過する平成18年9月2日までに直営か指定管理者制度のいずれかによる管理に移行する必要がある。このため、平成17年5月に、制度導入にかかる当面の方針、候補者選定手続き、指定後の手続きなど基本的な方針を定め、市として制度の導入に一体的に取り組むために、「指定管理者制度導入にかかる当面の方針」が定められ、平成17年6月30日に「小平市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例」（以下「条例」という。）及び、同施行規則が制定された。

平成18年度以降、既存施設への指定管理者制度導入については、小平市第三次長期総合計画・前期基本計画（平成18～27年度）において、制度導入の検討を行うことを掲げた。

平成20年1月には「小平市指定管理者制度活用方針」を定めた。指定管理者制度を導入した施設について、サービスの向上と経費の縮減といった観点から平成17年度と18年度の実績の検証を行い、直営施設や新規開設する施設については、制度の活用が施設の設置目的に適合するか、サービスの拡充は図られるか、コストメリットが図られるか、継続的・安定的なサービス提供が図られるか等の基本的考え方に基づき、個別施設ごとに検証して、指定管理者制度の導入の拡大を図ることとした。

平成20年7月には、指定管理者制度導入までの標準的スケジュールや必要書類、指定管理者選定手続き等の実務的マニュアル及び制度運用に当たっての課題を掲げた「指定管理者制度の標準的手続」を作成した。

指定管理者による業務の履行状況を適正に保つために、市の責任において管理状況の確認・指導をしていく必要があるとして、行財政再構築プランの改革推進プログラムに掲げた「モニタリング（継続監視）の仕組みの検討」に基づき、平成22年3月に「指定管理者制度の標準的手続」の一部改正を行い、指定管理者のモニタリングの実施と評価についての項目を設け、指定期間の切り替えや新規に制度を導入する際には、募集要項及び協定書等にその実施を明記し、本格実施を図ることとした。従来から行っていた、協定書等に基づくサービス履行の確認・指導に加え、利用者アンケートの実施及び管理者運営状況を指定管理者及び施設所管課による二段階で評価することで、指定管理者により提供される公の施設のサービス水準の維持・確保を図ることとした。

2 指定管理者制度の導入状況

1 年度別導入状況

小平市では、平成16年1月に子ども家庭支援センター、平成17年4月からは有料自転車駐車場2施設に指定管理者制度が導入された。管理委託方式が廃止となった平成18年度に制度を導入した施設は、市民文化会館1施設、福祉施設6施設及び有料自転車駐車場9施設の合計16施設である。以降、平成19年度に有料自転車駐車場4施設、平成21年度に小平ふるさと村1施設と有料自転車駐車場3施設、平成22年度に小平市民活動支援センター1施設と児童館2施設に制度を導入し、平成22年10月1日現在、29施設で指定管理者制度を導入している。

(そのうち有料自転車駐車場1施設は平成19年1月末に施設を廃止している。)

表1 年度別指定管理者制度導入施設数

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
施設数	1	2	16	4	0	4	3

2 制度導入施設状況

表2 指定管理者制度導入施設

平成22年10月1日現在

施設名称	指定管理者	指定期間	選定方法	主管課
小平市民文化会館 (ルネこだいら)	財団法人 小平市文化振興財団	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日	特例	地域文化課
		平成21年4月1日～ 平成26年3月31日	特例	
小平ふるさと村	財団法人 小平市文化振興財団	平成21年4月1日～ 平成26年3月31日	特例	地域文化課
小平市民活動支援センター	特定非営利活動法人 小平市民活動 ネットワーク	平成22年4月1日～ 平成25年3月31日	特例	市民協働
小平市子ども家庭支援 センター	社会福祉法人雲柱社	平成16年1月29日～ 平成18年3月31日	公募	児童課
		平成18年4月1日～ 平成21年3月31日	特例	
		平成21年4月1日～ 平成26年3月31日	公募	

施設名称	指定管理者	指定期間	選定方法	主管課
小平市児童館 ・花小金井南児童館 ・小川町二丁目児童館	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日	公募	児童課
小平市立高齢者館 ・ほのぼの館 ・さわやか館	社団法人 小平市シルバー人材 センター	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 23 年 3 月 31 日	公募	高齢者福祉課
小平市高齢者デイサービス センター	社会福祉法人竹恵会	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 23 年 3 月 31 日	公募	高齢者福祉課
小平市高齢者交流室	社会福祉法人 小平市社会福祉協議会	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 23 年 3 月 31 日	特例	高齢者福祉課
小平市立障害者福祉施設 ・障害者福祉センター ・あおぞら福祉センター	社会福祉法人 小平市社会福祉協議会	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 23 年 3 月 31 日	特例	障害者福祉課
小平市有料自転車駐車場 ・小川駅西口 ・鷹の台駅北第一 ・鷹の台駅北第二 ・新小平駅第一	社団法人 小平市シルバー人材 センター	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 23 年 3 月 31 日	公募	交通対策課
小平市有料自転車駐車場 ・小平駅南口 ・小平駅西 ・一橋学園駅 ・一橋学園駅北	社団法人 小平市シルバー人材 センター	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 23 年 3 月 31 日	公募	交通対策課
小平市有料自転車駐車場 ・鷹の台駅南 ・小平駅東 ・花小金井駅北第一 ・花小金井駅北第二	日本環境マネジメント 株式会社	平成 19 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	公募	交通対策課
小平市有料自転車駐車場 ・花小金井駅南 ・花小金井駅東	日本環境マネジメント 株式会社	平成 17 年 4 月 1 日～ 平成 20 年 3 月 31 日 平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日	公募 公募	交通対策課
小平市有料自転車駐車場 ・新小平駅西 ・新小平駅南 ・新小平駅北	サイカパーキング 株式会社	平成 22 年 2 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日	公募	交通対策課

3 小平市子ども家庭支援センター



1 施設の概要

名 称	小平市子ども家庭支援センター
所 在 地	小平市小川東町四丁目 2 番 1 号（小平元気村おがわ東 2 階）
施 設 内 容	事務室、虐待対策ワーカー事務室兼相談室、相談室、子育て交流広場、授乳室兼休憩室、幼児用トイレ 床面積約 1 5 7 m ²
開 館 日 時	火曜日から土曜日（祝日、年末年始を除く）まで 午前 1 0 時から午後 6 時まで
利 用 者	市内に居住する児童及びその保護者 子育てを支援する活動を行っている者又は行おうとする者
設 置 年 月 日	平成 1 6 年 1 月 2 9 日
設 置 の 根 拠	小平市子ども家庭支援センター条例
設 置 目 的	要保護児童対策地域協議会の中核機関として、福祉、保健、医療及び教育分野の各関係機関と連携しながら、子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービス等の提供、児童虐待の防止、各種サービスの調整及び地域組織化等、子どもと家庭への支援に資する活動を行うことにより、子どもと家庭の福祉の向上を図る。
主 管 部 課	次世代育成部児童課

2 指定管理者の選定及び指定

(1) 指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人 雲柱社
所在地	東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号
設立年月日	昭和28年7月29日
事業内容	障がい者（児）施設、保育施設、子ども家庭支援センター、児童館等の運営・管理 ※本市において、指定管理業務以外に、ファミリー・サポート・センター事業、子育て相談事業を受託（平成22年度実績）
指定管理期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
選定の根拠	小平市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条

(2) 選定及び指定の経緯

市では、平成16年に小平市子ども家庭支援センター（以下「支援センター」という。）の設立当初から指定管理者制度を導入し、第2期目の指定期間終了に伴い以下のとおり第3期目の候補者の選定を行い、社会福祉法人雲柱社（以下「雲柱社」という。）を指定管理者として指定した。

平成20年	8月	1日	指定管理者選定委員会設置要領施行
	8月	5日	事業者募集開始（市報・ホームページ）
	8月	29日	申請・事業計画書等提出期限
	9月	22日	指定管理者選定委員会の開催
	10月	8日	指定管理者選定委員会の選定結果を市長へ報告
	12月	19日	市議会12月定例会にて指定の議決
	12月	24日	指定の通知及び告示
平成21年	4月	1日	協定締結

選定にあたっては、5人の委員からなる小平市子ども家庭支援センター指定管理者選定委員会を設置し、応募のあった1団体に対して、書類審査及び面接審査を実施した。

審査基準は、市民の平等な利用が確保されること、公の施設の設置の目的が効果的に達成されること、効率的な管理が行われること、適正かつ確実な管理を行う能力を有すること、課題の把握と将来への展望の5項目で、審査の結果、雲柱社を指定管理者の候補者として選定した。

3 協定書等の内容

- (1) 指定管理業務の範囲（協定仕様書 5 業務内容）
- (2) 第三者による実施（協定書 第4条再協定等の禁止）
- (3) 損害賠償責任（協定書 第6条損害賠償責任）
- (4) 個人情報の保護（個人情報の保護及び情報セキュリティの保護に関する特記仕様書）
- (5) 指定管理者が負担する経費（協定仕様書 7乙が負担する経費）
支援センターの運営に必要な人件費、事務費、管理費等
- (6) 市が負担する経費（協定仕様書 8甲が負担する経費）
電気・ガス・水道の使用料金、電話加入権・配線設置費用
施設の修繕・整備に係る費用、大型遊具
- (7) 指定管理料の支払（協定書 第14条協定料の支払）
検査合格後、指定管理者から支払請求があったときは、その日から30日以内に協定料を支払う。業務履行後12回以内払い。
- (8) 業務実績報告書（協定仕様書 10業務実績報告書の提出）
指定管理者は、業務実績報告書を毎月作成し、翌月すみやかに、市に提出する。
- (9) モニタリング（協定仕様書 11モニタリングの実施）
指定管理者は、施設利用者へのアンケート調査（毎年1回以上）、意見書箱の設置等の方法により、施設利用者の意見、要望等を聴取し、市にその結果と業務改善の状況を報告する。
また、毎年度9月末及び年度末の2回、自らの管理運営状況について、評価票等により自己評価を行い、市に提出する。市は、提出された評価票に基づき、管理運営状況について総括的に評価を行い、年度終了後の評価についてホームページ等で公開する。

4 事業の概要

(1) 組織

支援センターの職員体制は9人で、うち常勤職員6人、非常勤職員3人となっている。平成21年度は、8人体制であったが、平成22年度は、虐待対策ワーカーが1人増員され9人体制となった。

全職員が、社会福祉士、保育士、臨床心理士、言語聴覚士、精神保健福祉士等の専門資格を持っている。

表1 支援センターの職員体制

平成22年10月1日現在

職名	雇用形態・人数
センター長兼ワーカー	常勤 1人
虐待対策ワーカー	常勤 2人
相談ワーカー（のびのび育児支援担当、広場担当）	常勤 2人
地域活動ワーカー（ショートステイ担当）	常勤 1人
子育て広場担当	非常勤 1人
専門相談員	非常勤 2人

(2) 業務の内容

①児童虐待をはじめ、子どもと家庭に関する相談

面談、電話等により実施し、相談内容によっては、相談者宅への訪問等を行う。

②小平市要保護児童対策地域協議会の中核機関として、関係機関との連携及び調整

③先駆型子ども家庭支援センターに係る事業

養育支援訪問事業、見守りサポート事業、養育家庭制度の普及・啓発に関する事業等を実施する。

※先駆型子ども家庭支援センターとは、従来型の支援センター業務に加え、児童虐待防止に寄与する業務を行う。本市では、平成19年7月より先駆型子ども家庭支援センターに移行した。

④子ども家庭在宅サービスの提供

ショートステイ、育児支援ヘルパー派遣事業等の受付、受入施設との連絡・調整事務、受託事業者の研修を行う。

⑤子育てに係る交流促進

子育て交流広場において、乳幼児と保護者の交流の促進を図る。

⑥地域における子育ての活動の促進事業

市内の子育てサークルなどの活動を支援し、地域における子育て支援の活動の促進と人材の育成を図る。

⑦子育てに関する情報の収集及び提供

ホームページの作成、子育て情報誌の発行等による情報発信、市民対象の子育て講座等を開催する。

⑧日常的な施設等の管理

日常の清掃、軽微な施設・設備修繕、消耗品の交換等を行う。

(3) 利用の状況

①施設利用者数の推移

子育て交流広場の利用状況は、その存在が多く保護者の方に知られるようになり、事業開始以来年間約13,000人に利用されてきたが、最近では、子育てふれあい広場、子ども広場、児童館の増設等に伴い近くの広場を利用する親子が増えてきたため、利用者数は約10,000人で横ばい状態にある。

表2 支援センター利用者数の推移

(単位：人)

年 度	乳幼児	保護者	合 計	対前年度増減数
平成16年度	7,227	6,496	13,723	—
平成17年度	7,231	6,326	13,557	▲166
平成18年度	7,253	6,388	13,641	84
平成19年度	6,598	5,477	12,075	▲1,566
平成20年度	5,526	4,484	10,010	▲2,065
平成21年度	5,498	4,547	10,045	35

現在は、支援センターのスペース、収容人数の面からも利用者増より、質の高い関わりと支援を目指して活動を展開している。

今後も、子育てに係る交流・支援を促進するため、児童館、各広場事業等との連携を図るとしている。

②相談件数の推移

身近な相談窓口としての認知度も高まっており、相談件数は年々増加している。

特に先駆型子ども家庭支援センターに移行後、平成20年度は618件、平成21年度は1,066件、前年度と比較して大幅に増加している。

相談内容は、虐待、要支援の子ども、家族の問題、学校からの非行、不登校などの複雑なケースが増加する傾向にある。

表3 支援センター相談件数の推移

(単位：件)

年 度	面 談	電話等	合 計	対前年度増減数
平成16年度	882	138	1,020	—
平成17年度	979	295	1,274	254
平成18年度	815	682	1,497	223
平成19年度	909	793	1,702	205
平成20年度	1,128	1,192	2,320	618
平成21年度	1,686	1,700	3,386	1,066

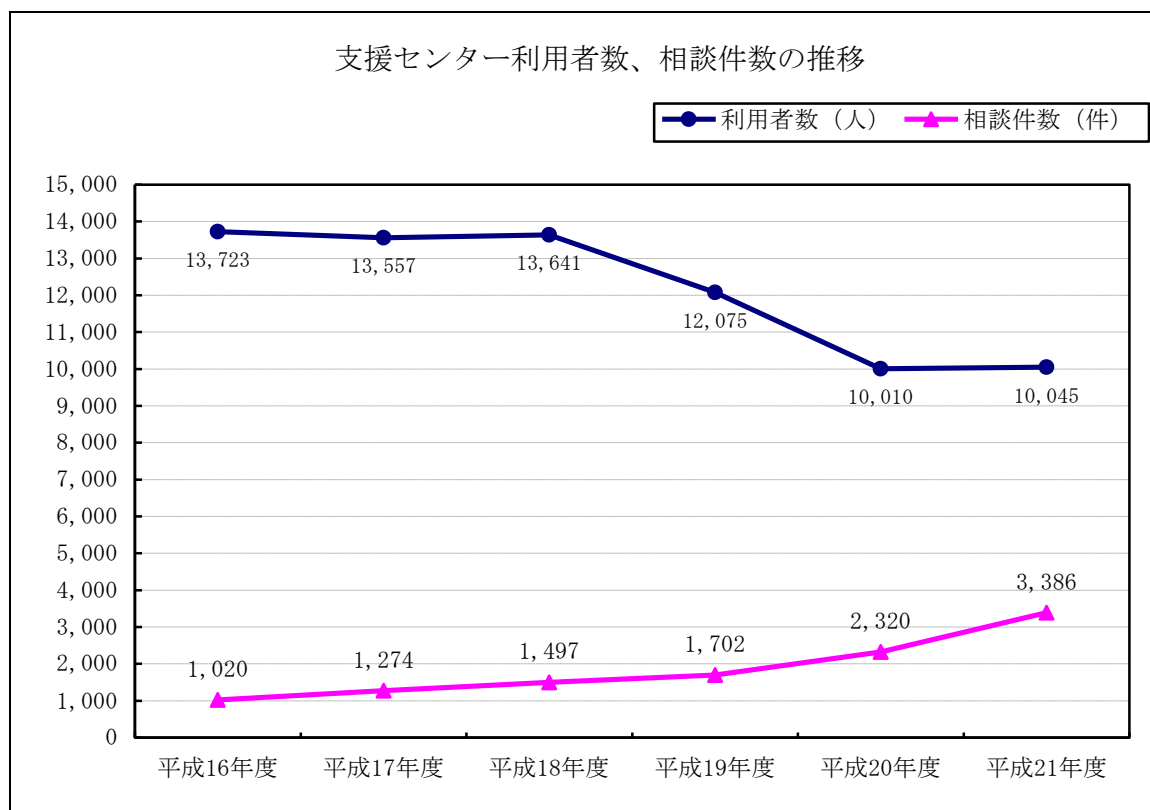
表 4 相談内容別件数の推移

(単位：件)

相談内容	平成 17 年度	平成 19 年度	平成 21 年度
健康（病気・予防）	86	8	29
家庭・生活環境（夫婦・近隣との関係等）	21	565	1,141
発育・発達（身体・知性・性格・言葉等）	234	158	235
養育不安	22	11	26
虐待関係	35	109	802
育児・しつけ	514	627	1,009
不登校	40	54	106
その他（各種サービスの問合せ等）	322	170	38
合 計	1,274	1,702	3,386

現在は、過去に積み重ねてきたケースへの対応スキルや知識を十分に活用し、相談活動に取り組んでいる。

今後も、相談援助体制をさらに充実させるため、児童相談所等との連携強化を図っている。



5 施設の収支状況

(1) 指定管理料

表5 平成21年度支援センター指定管理料支払状況

(単位：円)

区 分	業務実績報告書收受日	支払日	金 額
平成21年4月分	平成21年5月7日	平成21年5月20日	3,421,275
平成21年5月分	平成21年6月9日	平成21年6月20日	3,421,275
平成21年6月分	平成21年7月8日	平成21年7月17日	3,421,275
平成21年7月分	平成21年8月10日	平成21年8月20日	3,421,275
平成21年8月分	平成21年9月9日	平成21年9月18日	3,421,275
平成21年9月分	平成21年10月9日	平成21年10月20日	3,421,275
平成21年10月分	平成21年11月9日	平成21年11月20日	3,421,275
平成21年11月分	平成21年12月8日	平成21年12月18日	3,421,275
平成21年12月分	平成22年1月8日	平成22年1月20日	3,421,275
平成22年1月分	平成22年2月10日	平成22年2月19日	3,421,275
平成22年2月分	平成22年3月9日	平成22年3月19日	3,421,275
平成22年3月分	平成22年4月12日	平成22年4月20日	3,421,275
合 計			41,055,300

平成21年度の指定管理料は、毎月の業務実績報告書を受け、履行確認後支払が行われている。

表6 支援センター指定管理料の推移

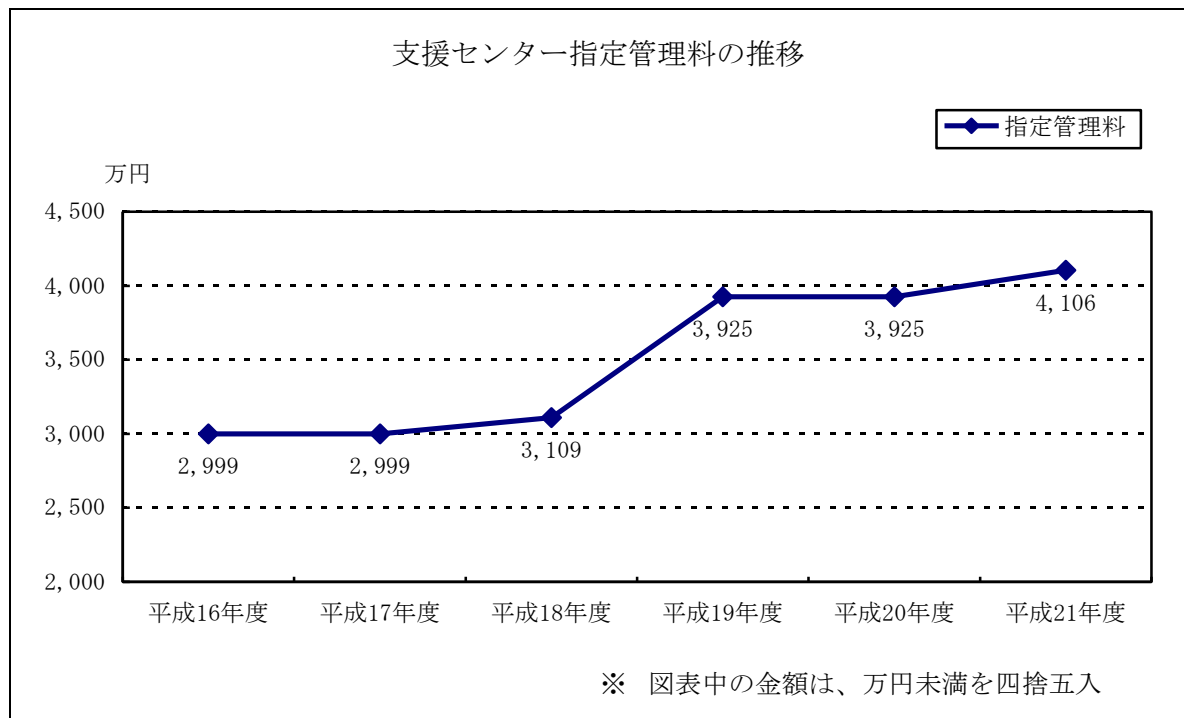
(単位：円)

年 度	指定管理料	対前年度増減額
平成16年度	29,988,000	—
平成17年度	29,988,000	0
平成18年度	31,089,000	1,101,000
平成19年度	39,252,000	8,163,000
平成20年度	39,252,000	0
平成21年度	41,055,300	1,803,300

平成18年度に、「子育てガイド」の作成・発行、青少年と乳幼児のふれあい体験事業の実施を新たに業務に加えたことにより、平成17年度より1,101,000円増加している。

平成19年度は、先駆型子ども家庭支援センター移行に伴い、虐待対策ワーカー1人の配置、新規備品のリース代等により、平成18年度より8,163,000円増加している。

平成21年度は、指定管理者を指定し、新たに指定管理料の協議を行い、人件費等の増加により、平成20年度より1,803,300円増加している。



(2) 収支の状況

表7 支援センターの事業活動収支状況

(単位:円)

勘定科目 【事業活動収支の部】		平成16年度	平成17年度	平成18年度
収 入	運営費収入	29,988,000	29,988,000	34,089,000
	指定管理料	29,988,000	29,988,000	31,089,000
	子育て相談事業受託料	—	—	3,000,000
	事業活動収入計(1)	29,988,000	29,988,000	34,089,000
支 出	人件費	24,270,252	25,502,143	26,259,191
	事務費	1,209,205	1,714,004	2,497,927
	事業費	1,848,892	1,935,533	1,555,131
	引当金繰入	231,840	255,760	252,540
	事業活動支出計(2)	27,560,189	29,407,440	30,564,789
事業活動収支差額(1)－(2)		2,427,811	580,560	3,524,211

勘定科目 【事業活動収支の部】		平成19年度	平成20年度	平成21年度
収 入	運営費収入	42,252,000	42,252,000	44,055,300
	指定管理料	39,252,000	39,252,000	41,055,300
	子育て相談事業受託料	3,000,000	3,000,000	3,000,000
	事業活動収入計(1)	42,252,000	42,252,000	44,055,300
支 出	人件費	30,838,904	35,558,466	35,925,574
	事務費	2,578,796	2,735,836	2,687,173
	事業費	1,654,500	1,802,976	1,697,430
	引当金繰入	303,600	371,220	338,100
	事業活動支出計(2)	35,375,800	40,468,498	40,648,277
事業活動収支差額(1)－(2)		6,876,200	1,783,502	3,407,023

(雲柱社 決算資料「事業活動収支計算書」より)

※ 各年度の「事業活動収支計算書」に、収入の内訳として指定管理料及び子育て相談事業受託料の記載を追加した。支出については、支援センターの運営費以外に子育て相談事業に係る経費も含まれている。

6 モニタリングの実施

(1) 指定管理者管理運営状況調査票

行財政再構築プランの改革推進プログラムに基づくモニタリングの試行実施により、平成21年度の管理運営状況について、指定管理者による一次評価、所管課である児童課による二次評価を実施した。

市民の平等な利用が確保されること、公の施設の設置の目的が効果的に達成されること、効率的な管理が行われること、適正かつ確実な管理を行う能力を有すること及び施設特有の特記の各項目について、一次評価、二次評価とも適正であると評価をしている。

(2) 業務の履行確認

平成21年度の業務実績については、毎月終了後作成されている業務実績報告書により、日毎の業務内容及び月毎の子育て交流広場の利用者数、相談件数等が報告されている。



4 小平市高齢者デイサービスセンター



1 施設の概要

名 称	小平市高齢者デイサービスセンター
所 在 地	小平市花小金井四丁目21番2号
開 所 日 時	月曜日から土曜日（祝日、年末年始を除く）まで 午前8時30分から午後5時30分まで
利 用 者	介護保険認定を受けた高齢者
設 置 年 月 日	平成14年4月1日
設 置 の 根 拠	小平市高齢者デイサービスセンター条例
設 置 目 的	介護保険法に規定する通所介護に関する事業を実施し、高齢者の福祉の増進を図る。
主 管 部 課	健康福祉部高齢者福祉課

小平市高齢者デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）は、高齢者の福祉の増進を目的とし、公共的団体に管理運営を委託して介護保険法に規定する通所介護事業を行う施設として、平成14年4月1日に開所した。その後、平成18年度からは、指定管理者制度を導入し管理運営を行っている。

2 指定管理者の選定及び指定

(1) 指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人 竹恵会
所在地	東久留米市下里四丁目2番50号
設立年月日	平成元年3月29日
事業内容	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター 老人短期入所事業、老人居宅介護等事業の経営
指定管理期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
選定の根拠	小平市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条

(2) 選定及び指定の経緯

選定にあたっては、5人の委員からなる、小平市高齢者デイサービスセンター指定管理者選定委員会を設置し、応募のあった4団体を対象に、審査基準に基づき、第1次書類審査及び第2次プロポーザル審査を実施した。審査基準は、市民の平等な利用が確保されること、公の施設の設置の目的が効果的に達成されること、効率的な管理が行われること、適正かつ確実な管理を行う能力を有することの4点について審査を行った。

その結果、第1次審査及び第2次審査の評価の合計点が最も高かった社会福祉法人竹恵会（以下「竹恵会」という。）を、指定管理者の候補者として選定した。

平成17年 7月20日 募集要項配布開始
8月22日～26日 事業者応募期間
9月 1日 指定管理者選定委員会設置要領施行
9月21日 指定管理者選定委員会の開催 第1次書類審査
10月26日 指定管理者選定委員会の開催 第2次プロポーザル審査
10月27日 指定管理者選定委員会の選定結果を市長へ報告
12月20日 市議会12月定例会にて指定の議決
12月20日 指定の通知及び告示
平成18年 4月 1日 協定締結

3 協定書の内容

(1) 指定管理の範囲（基本協定書第7条）

小平市高齢者デイサービスセンター条例第3条に規定する、介護保険法に基づく通所介護に関する事業を行う。

(2) 本業務の実施（基本協定書第11条）

指定管理者は、基本協定、年度協定、条例、関係法令等のほか、小平市高齢者デイサービスセンター指定管理者募集要項、小平市高齢者デイサービスセンター指定管理に関する事業計画書に従って業務を実施する。

(3) 施設の改修・修繕等（基本協定書第14条）

管理施設の構造及び付帯設備に係る修繕等は、市の費用と責任において実施する。ただし、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた修繕等については、指定管理者の負担により実施する。

(4) 情報の管理（基本協定書第16条）

指定管理者又は従事する者は、本事業の実施により知り得た秘密及び市の行う行政事務で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は事業実施の目的外に使用してはならない。指定管理期間の終了後も同様である。また、個人情報の保護に関する法律及び小平市個人情報保護条例の規定に沿い、個人情報の漏洩等の事故の防止等、適正な管理のための措置を講じなければならない。

(5) 備品等の扱い（基本協定書第17条）

指定管理者は、自己の費用により備品等を調達するものとし、その所有権は指定管理者が有する。

(6) 業務報告書の提出及び業務実施状況の確認等（基本協定書第18条～20条）

指定管理者は、毎月の利用状況に関する報告及び、毎年度の決算状況及びその他市の指示する事項について記載した業務報告書を指定された期日までに提出しなければならない。市は提出された業務報告書等に基づき、指定管理者の行う業務の実施状況及び管理状況の確認を行い、必要があれば、業務の実施状況や管理経費の収支状況の説明を求めることができる。確認の結果、改善を要する事項がある場合、市は改善勧告をするものとし、指定管理者は速やかにそれに応じなければならない。

(7) 指定期間満了以前の指定の取消し（基本協定書第32条～第35条）

指定期間満了前に、市による指定の取り消し又は、指定管理者からの指定の取り消しの申し出を行う場合について定める。

(8) 協定の変更（基本協定書第37条）

本事業の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じた時には、協議の上、協定の規定を変更できるものとする。

4 事業の概要

(1) 組織

指定管理者である竹恵会は、東久留米市に本部を置く社会福祉法人で、特別養護老人ホーム他の介護福祉事業を行っており、通所介護事業等としては他に2施設でデイサービスセンターを運営している。

デイサービスセンターは、介護保険法に規定する通所介護事業等を実施するのに必要な通所介護事業者及び介護予防通所介護事業者の指定を受けている。職員配置は、常勤・非常勤含め13人、うち常勤職員4人、非常勤職員9人となっており、通所介護事業者の指定基準を満たす人員を配置している。

表8 デイサービスセンターの職員体制

平成22年10月1日現在

管理者	常 勤 1人（生活相談員兼務）
生活相談員	常 勤 3人（専従1人、管理者兼務1人、介護職員兼務1人）
介護職員	常 勤 2人（専従1人、生活相談員兼務1人） 非常勤 5人（専従）
看護職員	非常勤 2人（専従）
機能訓練指導員	非常勤 2人（専従）

表9 通所介護事業の職員配置基準

生活相談員	専従職員を1人以上配置
介護職員	利用者15人以下は1人以上を配置 利用者15人を超える場合は5人又は端数を増すごとに1人を追加配置 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤
看護職員	専従職員を1人以上配置
機能訓練指導員	1人以上配置

(2) 業務の内容

デイサービスセンターは、介護保険法第8条第7項に規定する、通所介護を行う施設であり、介護給付サービス及び介護予防給付サービスの提供を行う。要支援・要介護状態となった高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、日常生活上の介護や機能訓練を行っている。その利用に際しては、介護保険認定を受け、介護プランに基づき利用することになる。利用者はデイサービスセンターの車両での送迎等で来所し、健康チェックの後昼食をはさみ、体操、グループ活動、生きがい活動、趣味活動等の活動を行っている。また、併設している小平市高齢者館さわやか館（以下「さわやか館」という。）の介助浴室を利用して、希望者には入浴サービスを実施している。

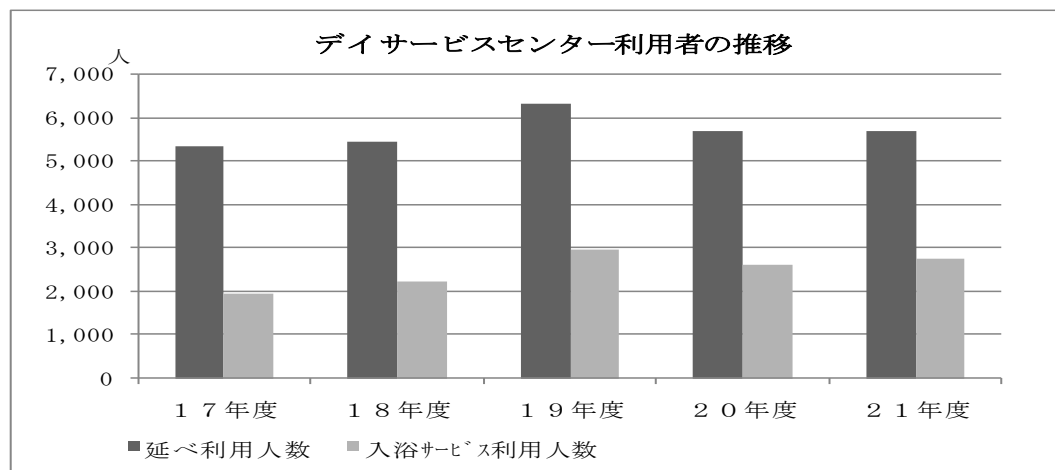


(3) 利用の状況

表 10 デイサービスセンターの利用状況

	開所日数 (日)	延べ利用人数 (人)	1日当たり平均 (人)	実施率	入浴サービス 利用人数 (人)
平成17年度 (制度導入前)	294	5,313	18	72.3%	1,952
平成18年度 (制度導入後)	294	5,419	18	73.7%	2,214
平成19年度	294	6,291	21	85.6%	2,944
平成20年度	293	5,685	19	77.6%	2,616
平成21年度	293	5,691	19	77.7%	2,760

(高齢者福祉課 実績表より)



利用者の推移について、指定管理者制度導入前の管理委託時と制度導入後の利用状況を比べると、指定管理者制度導入による顕著な変化は見られないが、制度導入以降では、利用者数の増加傾向がみられる。

平成22年3月時の利用登録者数は64人で、うち60人が通所し、日々のプログラムに沿い介護サービスを受けている。利用者は要支援、要介護の介護保険認定を受けている高齢者であり、その健康状態等により利用状況は常に流動的である。平成21年度の利用登録者数の最多月と最少月の差は14人、実利用者数は12人の差となっている。月当たりの平均で見ると利用登録者数は67人、実利用者数は54人である。1日当たりの実利用者数は19.4人で、1日当たり25人の定員に対しての実施率は77.7%である。事業計画において、提供するサービスの質の向上に努め、安定した経営の継続のためにも、定員に対する実施率の向上を図ることを掲げている。

日々の業務の中で、「お客様中心のサービス提供」を常に念頭に置き、活動内容の計画に利用者の希望を取り入れる、送迎時間や食事内容を個々の利用者の状況に合わせて、柔軟に対応するなどのきめ細かなサービスの実施に努めている。また、地域のケアマネージャー等との係わりを持つことでサービス内容の信頼を得て、新たな利用者の増につなげる努力をしている。

5 施設の収支状況

(1) 指定管理料

運営経費については、基本協定書第21条において、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制によることと規定する。介護保険法に規定する通所介護事業及び介護予防通所介護事業の実施による介護報酬及び利用者負担金等による収入をもって運営経費に充てるものとし、市から指定管理者に対して指定管理料の支払いはない。

(2) 収支の状況

表 11 デイサービスセンターの収支の状況

		(単位：円)			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収 入	居宅介護料収入	37,405,461	47,392,597	44,663,172	44,214,261
	介護報酬収入	34,042,942	43,096,856	40,613,855	40,184,753
	利用者負担金収入	3,362,519	4,295,741	4,049,317	4,029,508
	利用者等利用料収入	4,008,748	4,524,358	3,787,730	3,875,437
	その他の収入	248,640	1,337,790	0	746,536
	収入計(A)	41,662,849	53,254,745	48,450,902	48,836,234
支 出	経常活動支出	42,064,786	41,238,252	45,050,985	47,996,786
	人件費	31,148,769	31,007,070	33,476,464	36,277,846
	直接介護支出	4,597,374	5,020,301	5,517,838	5,424,915
	一般管理支出	6,318,643	5,210,881	6,024,476	6,286,497
	雑支出	0	0	32,207	7,528
	施設整備等支出	0	0	0	143,430
	支出計(B)	42,064,786	41,238,252	45,050,985	48,140,216
年度収支(A)－(B)	▲ 401,937	12,016,493	3,399,917	696,018	

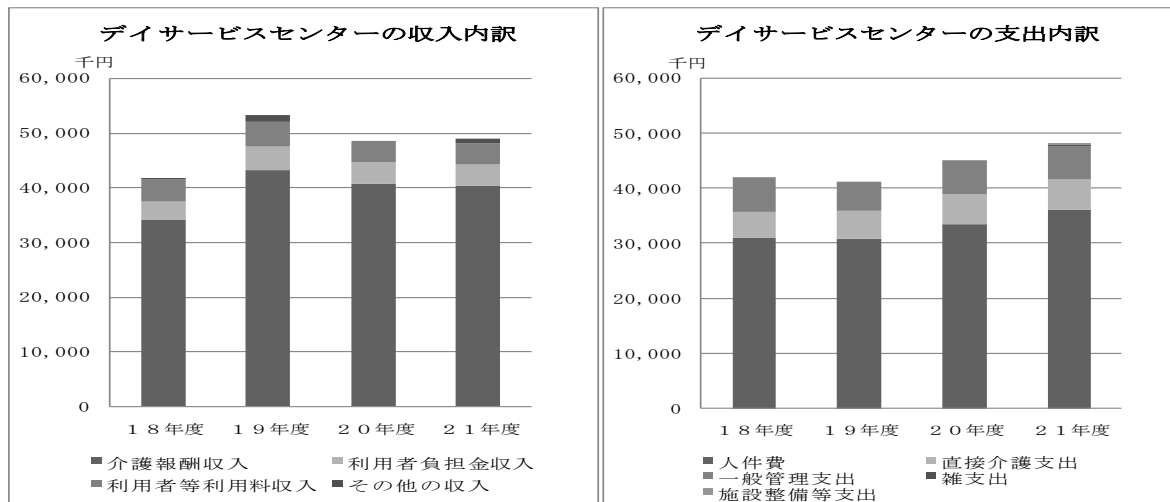
(竹恵会 決算説明資料「収支計算書」より)

デイサービスセンターの収入は、介護保険法に基づく通所介護事業及び介護予防通所介護事業に係る介護報酬、利用者負担金及び食費等の利用者等利用料である。平成21年度の収入において、82.3%が介護報酬によるものである。本人負担である、利用者負担金及び利用者等利用料については、口座振替による収納を行っており、未納のものはなく収入されている。収入の増減は、利用者数に連動しており、施設の経営の安定を図る上で利用者数の増と定員に対する実施率の向上は重要な課題である。

支出は、デイサービスセンター運営に係る事業費である。利用者の処遇に携わる常勤職員及び非常勤職員の人件費が、平成21年度には75.6%を占めている。その他、給食材料費、利用者移送に係る車両費及び光熱水費等の直接介護事業に係る経費と一般管理に係る経費が主なものである。

光熱水費及び一般管理費のうち定期清掃業務、機械警備業務、消防設備等保守点検業務に係る委託料については、併設のさわやか館と専有面積に応じてその負担割合を按分し、デイサービスセンター相当分を市会計へ共益費として納入している。

平成21年度の収支状況は、696,018円の収入超過となっている。



6 モニタリングの実施

(1) 利用者アンケートの実施

デイサービスセンターの利用者に対し、職員の接遇の良否及び提供しているサービスの満足度等についてアンケートを実施している。意見や要望を自由に記入できる欄も設け、利用者の意見をくみ取る内容になっている。

平成21年度に実施したアンケートの集計結果は、職員の接遇や提供されるサービスについて満足又は概ね満足とする利用者が多いが、少数のあまり満足ではないとする利用者の意見に対し、施設側の対応策や改善策等のコメントを添えて、集計結果として利用者へお知らせをしている。

(2) 指定管理者管理運営状況調査票

行財政再構築プランの改革推進プログラムに基づくモニタリングの試行実施により、平成21年度の管理運営状況について、指定管理者による一次評価、所管課である高齢者福祉課による二次評価を実施した。

市民の平等利用の確保、公の施設の設置の目的が効果的に達成されること、効率的な管理が行われること及び、適正かつ確実な管理を行う能力を有することの各項目について、一次評価、二次評価とも適正であると評価をしている。

(3) 業務の履行確認

平成21年度の業務報告状況について、毎月の報告は、デイサービスと入浴サービスの利用実績及び活動内容の報告がされている。年度報告では、決算報告書と活動状況等を記録した事業報告書が平成22年5月24日に提出されている。所管課は、これらにより事業の実施状況を確認したところ、特段の問題なく事業が実施されている、としている。デイサービスセンターの施設長は小平市健康福祉事務センターへ出向き、担当者との綿密なコミュニケーションをとることで、適時な情報交換を行い円滑な業務の実施に努めている。

5 監査の結果

支援センター及びデイサービスセンターの指定管理者制度の実施について、着眼点に沿った監査を行った結果、所管課による指定管理者の選定及び指定手続、指定管理料の算定等に関する事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

また、指定管理者による事業の執行、施設の管理運営、会計経理等に関する事務が、協定書及び仕様書に沿っておおむね適正に実施されているものと認められた。

両施設の業務は、専門的な資格を要するなど専門性の高い業務であるが、民間における専門性の高い人材及びノウハウを活用することにより、充実したサービスの提供、利用の促進等が図られており、指定管理者制度の導入の成果がほぼ達成されているものと認められた。

しかしながら、支援センターの指定管理業務の一部に改善・検討を要する事項が見受けられた。

以下項目ごとに述べるとおりである。

1 指定管理に関する協定書等の記載内容について

支援センターの指定管理に関する協定書等に記載すべき「事業報告書の作成及び提出に関する事項」及び「指定の取消し及び業務の停止命令に関する事項」が漏れているので、法令に基づき適正に処理されたい。

2 指定管理者の管理業務の履行確認について

事業報告書は、管理業務の実施状況及び利用状況並びに管理経費の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものである。

支援センターにおいても、指定管理者による事業報告書の作成及び市への提出は法令で義務付けられているため、所管課は指定管理者に対して適正に指示されたい。